

令和 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 7 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 2 3 年函館市条例第 7 5
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

毒物及び劇物取締法施行令 第 3 6 条の規定に基づく毒 物または劇物の販売業の登 録票の再交付	毒物劇物販 売業登録票 再交付手数 料	1 件	4,000円
---	------------------------------	-----	--------

を

毒物及び劇物取締法施行令 第 3 6 条の規定に基づく毒 物または劇物の販売業の登 録票の再交付	毒物劇物販 売業登録票 再交付手数 料	1 件	4,000円
建築物における衛生的環境 の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号。以下 この表において「建築物衛 生法」という。）第 1 2 条 の 2 第 1 項の規定に基づく 建築物清掃業者（同項第 1 号に掲げる事業を営んでい る者をいう。）の登録の申 請に対する審査	建築物清掃 業者登録申 請手数料	1 件	36,700円

建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物空気環境測定業者登録申請手数料	1 件	36,700円
建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録申請手数料	1 件	36,700円
建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物飲料水水質検査業者登録申請手数料	1 件	36,700円
建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料	1 件	36,700円
建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物排水管清掃業者登録申請手数料	1 件	36,700円
建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録申請手数料	1 件	36,700円

に

建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録の申請に対する審査	建築物環境衛生総合管理業者登録申請手数料	1 件	46,800円
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第32条の規定に基づく登録証明書の書換え交付	建築物清掃業者等登録証明書書換え交付手数料	1 件	1,300円
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第32条の規定に基づく登録証明書の再交付	建築物清掃業者等登録証明書再交付手数料	1 件	1,300円

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

北海道から建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく清掃業者等の登録等に関する事務が移譲されることに伴い、当該事務について手数料を徴収することとするため